

令和4年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（延長・変更）

要望元：内閣府政策統括官（沖縄政策担当）企画担当参事官室

：経済産業省地域経済産業グループ地域産業基盤整備課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		沖縄の特定免税店制度の延長等								
改正要望の内容		<p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく沖縄の特定免税店制度について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、措置内容を以下のとおりとする。</p> <p>①関税暫定措置法上の適用期限を「令和6年3月31日まで」に延長（関税暫定措置法第14条第1項）</p> <p>②オンラインで購入し、旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品を免除措置対象に追加（関税暫定措置法第14条第1項、沖縄振興特別措置法第26条）</p>								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		<p>施行期日：令和4年4月1日</p> <p>適用期間：令和6年3月31日までの2年間</p>								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>沖縄県の県外受取に占める観光収入の割合は27.9%（平成30年度）となっており、平成24年度（18.5%）以降年間平均9.7%増の伸びを示している。また、平成30年度の国内客観光収入（5,376億円）は平成26年度に比べて20%増の伸びを示しており、観光産業は沖縄経済を牽引するリーディング産業として沖縄県の自立型経済の発展のために非常に大きな役割を果たしている。</p> <p>平成30年度の入域国内観光客数（700万人）は平成24年度に比べると26%増の伸びを示しており、沖縄観光における現地活動のうち「ショッピング・買い物」の割合は39.2%（令和元年）であり、全国で福岡県（40.1%）に次いで2位と高い水準になっている（（公財）日本交通公社（JTBF）旅行年報2020）。</p> <p>また、観光客が訪れた観光地として、沖縄型特定免税店であるDFS（おもろまち）は7.7%と、動物園・植物園（8.7%）やイオンモールライカム（7.6%）と同等の割合となっている（令和元年度沖縄県観光統計実態調査）。沖縄型特定免税店は、沖縄におけるショッピングの魅力を高め、沖縄の観光振興に資することを目的として沖縄振興開発特別措置法改正により制度創設したものである。DFS（おもろまち）は空港外への展開を可能とした平成14年の制度改正を受け、平成16年に国内唯一の空港外免税店として那覇市おもろまちに開設した店舗であるが、上述のとおり、沖縄の人気観光地となり、沖縄観光の魅力の一つとして非常に重要な役割</p>								

	<p>を果たしている。</p> <p><b>② 問題点</b></p> <p>令和元年度以降、入域国内観光客数は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大きく減少している（令和2年度（258万人）は平成30年度に比べて63%減少）。</p> <p>観光産業は新型コロナウイルス感染症等社会経済情勢の変化による影響を受けやすく、常に沖縄の魅力向上に向けた取組が求められている。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前、沖縄県全体では入域国内観光客数及び国内客観光収入が好調に伸びている一方で、観光客一人当たり県内消費額は横ばいという状況にある。ただし、沖縄型特定免税店を訪問する国内観光客1人当たりの過去5年間の平均消費額は、全体平均額よりも約9,000円高く、土産・買物費に限ると約11,000円高い水準となっている。</p> <p>したがって、沖縄型特定免税店を維持できなくなった場合、沖縄県のショッピング観光の魅力が低下し、沖縄県のリーディング産業である観光産業が停滞する恐れに加えて国内観光客一人当たり県内消費額も横ばいすら維持することが困難になる恐れがある。</p> <p>この他、電子商取引の需要の高まりに伴い、近年はオンラインで商品を販売する事業形態も普及しており、国内の他の空港でも導入されているところであるが、現行の制度では、「旅客ターミナル施設等において」免税品を購入する必要があり、オンラインで免税品を購入することができない状況にある（なお、現在はオンラインでは商品予約のみ対応）。</p>
<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p><b>① 改正の方向性</b></p> <p>本制度の延長を行わずに沖縄型特定免税店を維持できなくなった場合、沖縄県のショッピング観光の魅力が低下し、沖縄県のリーディング産業である観光産業が停滞する恐れがあること、また、現在の国内観光客一人当たり県内消費額を維持し、向上させるためにも本制度を延長する必要があることから、関税暫定措置法において令和4年3月31日までとされている適用期間について、令和6年3月31日まで延長する必要がある。</p> <p>さらに、旅客の利便性の向上を図るためには、近年普及しているオンラインでの販売形態を可能にすることは有益であることから、オンラインで購入した物品のうち、旅客ターミナル施設等において引渡しを受けるものについては、関税の免税対象に追加する必要がある。</p> <p><b>② 改正目的達成予定時期</b></p> <p>令和5年度（オンライン販売については令和4年度）</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p><b>① 改正によって期待される効果</b></p> <p>上述のとおり、本制度を延長することによって、今後もショッピングを通じた沖縄訪問の魅力が維持され、国内観光客一人当たり県内消費額も維持されることから、入域国内観光客数の維持及び国内観光客全体から得られる観光収入の維持が期待される。また、オンラインでの販売形態を可能にすることで、ショッピングに費やす時間を別の観光地へ訪問する時間に充てることが可能になることから国内観光客全体から得られる収入の向上が期待される。</p> <p>（定量的指標）</p>

	<p>※直接的な効果を測る指標は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄型特定免税店来訪者数</li> <li>・ 沖縄型特定免税店訪問者 1 人あたりの県内消費額</li> </ul> <p>※間接的な効果を測る指標は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入域国内観光者数</li> <li>・ 入域国内客観光収入</li> </ul> <p><b>② 改正によって生じうる影響</b></p> <p>—</p> <p><b>③ 改正の妥当性</b></p> <p>上述の改正によって期待される効果は、本制度の目的である沖縄におけるショッピングの魅力を高め、沖縄の観光振興に資することに合致するため、改正は妥当である。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p><b>① 本要望に関連する政策評価</b></p> <p>—</p> <p><b>② 当該政策評価の結果と改正の関係</b></p> <p>—</p> <p><b>③ 政府方針と改正の関係</b></p> <p>沖縄の観光産業の振興を図るものであり、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）に掲げられている「観光等の各種産業の振興（中略）を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する」との方針に合致する。</p> <p>また、「沖縄の振興について」（令和 3 年 8 月 23 日沖縄振興審議会委員申）に掲げられている「外的な変化に強く質・量とも優れた観光産業の構築（中略）など、各分野における取組を戦略的に推進していくことが求められる」との方針に合致し、「新たな沖縄振興策の検討の基本方向について」（令和 3 年 8 月 24 日内閣府公表）では、「観光客の利便性向上の観点から沖縄型特定免税店制度を見直す（注 3）などの措置を講ずる」との方針にも合致している。</p> <p>（注 3）：オンラインも対象。</p> <p><b>④ 関連措置</b></p> <p>—</p>

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>平成 9 年 11 月 沖縄復帰記念 25 周年記念式典で橋本首相が制度創設提唱</p> <p>平成 10 年 4 月 沖縄振興開発特別措置法改正により制度創設</p> <p>平成 13 年 4 月 制度の一部改正（関税払戻方式から関税免除方式へ）</p> <p>平成 14 年 4 月 制度の一部改正（観光振興地域内での空港外への展開が可能に） （平成 16 年 12 月 空港外免税店オープン）</p> <p>平成 19 年 4 月 関税免除措置適用期限の延長（平成 24 年 3 月 31 日まで）</p> <p>平成 24 年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関税免除措置適用期限の延長（平成 29 年 3 月 31 日まで）</li> <li>・ 制度の一部改正（海路で出域する旅客を免税対象者に追加、特定販売施設の面積要件を緩和（特定小売施設及び特定飲食施設の床面積：10,000 m<sup>2</sup>以上→2,000</li> </ul>
------------------	---

	<p>㎡以上、免税店舗の床面積 5,000 ㎡以上→1,000 ㎡以上)</p> <p>平成 29 年 4 月 関税免除措置適用期限の延長 (令和 2 年 3 月 31 日まで)</p> <p>令和 2 年 4 月 関税免除措置適用期限の延長 (令和 4 年 3 月 31 日まで)</p>
措置による効果	<p>沖縄型特定免税店制度の創設以降、入域国内観光客は順調に伸びており、平成 30 年度には、700 万人を超えている。(公財)日本交通公社(JTBF)の調査によれば、旅行先でのショッピングの割合が高く(2020 年:沖縄 39.2%、全国平均 25.7%)、沖縄観光の魅力の一つとして重要な役割を果たしている。</p> <p>また、国内観光客の観光収入についても 5,376 億円(平成 30 年度)と順調に伸びている。さらに、沖縄型特定免税店訪問客 1 人あたりの過去 5 年間の平均消費額は、全体平均額よりも約 9,000 円高く、土産・買物費に限ると約 11,000 円高い水準となっていることから、沖縄型特定免税店制度は沖縄の観光振興に大きく寄与していると考えられる。</p>